【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成28年７月１日
【会社名】	東洋刃物株式会社
【英訳名】	TOYO KNIFE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　髙 橋　允
【本店の所在の場所】	宮城県黒川郡富谷町富谷字日渡34番地11
【電話番号】	022（358）8911
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長　　久 保 雅 義
【最寄りの連絡場所】	宮城県黒川郡富谷町富谷字日渡34番地11
【電話番号】	022（358）8911
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長　　久 保 雅 義
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成28年６月29日の当社第139期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年６月29日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

繰越利益剰余金の欠損を解消し財務体質の健全化を図ることを目的として、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うものであります。

第２号議案　定款一部変更（本店所在地に関するもの）の件

平成28年10月10日をもって当社の本店所在地である黒川郡富谷町が富谷市となる見込みであることから、現行定款第３条を変更するものであります。

第３号議案　定款一部変更（監査等委員会設置会社移行その他に関するもの）の件

平成27年５月１日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。）で創設された「監査等委員会設置会社」に移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定を新設し、監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、髙橋允、渡辺修一、我妻正仁、清野芳彰、早川二郎、前田晋也、久保雅義及び林昭洋の８名を選任するものであります。

第５号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役として、金野進勉、鎌田宏、木田恭弘及び中桐悟の４名を選任するものであります。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

第３号議案「定款一部変更（監査等委員会設置会社移行その他に関するもの）の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行するため現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額１億50百万円以内と定めるものであります。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第３号議案「定款一部変更（監査等委員会設置会社移行その他に関するもの）の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内と定めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第１号議案 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件	11,723	87	16	(注) １	可決　99.1
第２号議案 定款一部変更（本店所在地に関するもの）の件	11,768	42	16	(注) １	可決　99.5
第３号議案 定款一部変更（監査等委員会設置会社移行その他に関するもの）の件	11,773	37	16	(注) １	可決　99.6
第４号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件					
髙橋　　允	11,761	50	16	(注) ２	可決　99.4
渡辺　修一	11,750	61	16		可決　99.4
我妻　正仁	11,750	61	16		可決　99.4
清野　芳彰	11,761	50	16		可決　99.4
早川　二郎	11,756	55	16		可決　99.4
前田　晋也	11,761	50	16		可決　99.4
久保　雅義	11,761	50	16		可決　99.4
林　　昭洋	11,759	52	16		可決　99.4
第５号議案 監査等委員である取締役４名選任の件					
金野　進勉	11,758	53	16	(注) ２	可決　99.4
鎌田　　宏	11,758	53	16		可決　99.4
木田　恭弘	11,758	53	16		可決　99.4
中桐　　悟	11,759	52	16		可決　99.4
第６号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件	11,711	99	16	(注) ３	可決　99.0
第７号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件	11,724	86	16	(注) ３	可決　99.1

(注) １．議決権行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
２．議決権行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
３．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。